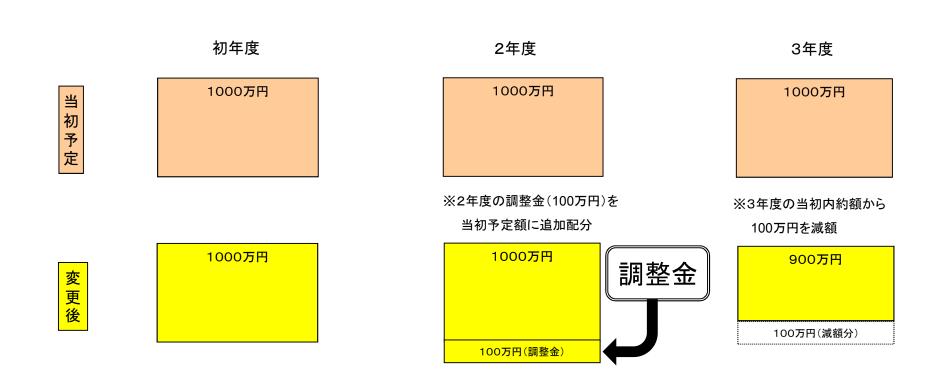
○調整金によって可能となる「前倒し使用」の概要は、以下のとおりである。

- ・当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合に、当該年度の調整金から前倒し使用分 を追加配分する。追加配分した研究費については、次年度以降の研究費から減額する。
- ・前倒し使用を希望する場合は、年2回(9月1日、12月1日予定)の提出期限までに所定の申請書を日本学術振興会に提出する。

例: 当初予定: 研究期間: 3年、研究費総額: 3千万円(初年度: 1千万円、2年度: 1千万円、3年度: 1千万円) 2年度目に、調整金による前倒し使用(100万円)を行った場合(2年度目に当初予定額に100万円を加え、3年度 目の当初予定額から100万円を減額)。研究期間全体で、当初予定額と変更後の配分額は同額。



## 調整金による「次年度使用」の具体例

- ○調整金によって可能となる「次年度使用」の概要は、以下のとおりである。
  - ・研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越によって対応することが基本であるが、繰越制度の要件に合致せず繰越できない場合及び繰越申請期限以降に繰越事由が発生した場合において、当該未使用額を次年度使用することにより、より研究が進展すると見込まれる場合には、これを一旦不用として国庫に返納した上で、次年度の調整金から、その9割相当額を上限として配分する。次年度使用分として配分する研究費には、下限(未使用額で10万円以上)を設ける。
  - ・次年度使用を希望する場合は、提出期限(5月31日予定)までに所定の申請書を日本学術振興会に提出する。

例: 当初予定: 研究期間: 3年、研究費総額: 3千万円(初年度: 1千万円、2年度: 1千万円、3年度: 1千万円)

- 〇初年度目は、200万円を繰り越すとともに、100万円の未使用額を国庫に返納し、700万円で補助事業を実施。
- 〇2年度目は、初年度から繰り越した200万円を初年度の補助事業として行うとともに、次年度使用分として90万円 の調整金の追加配分を受け、1090万円で補助事業を実施。
- ○3年度目は、当初予定から変更なく、1000万円で補助事業を実施。
- 以上の変更の結果、変更後の配分額は2990万円となる。

